

香川県条例第45号

香川県職業訓練の基準等に関する条例及び香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
(香川県職業訓練の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県職業訓練の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、県の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことのできる職業訓練)</p> <p>第2条 法第15条の7第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことのできる職業訓練)</p> <p>第3条 法第15条の7第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、県の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことのできる職業訓練)</p> <p>第2条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練</p> <p>(2) 短期課程(短期間の訓練課程をいう。以下同じ。)の普通職業訓練に準ずる職業訓練</p> <p>(3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練</p> <p>(職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことのできる職業訓練)</p> <p>第3条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p> |

(香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例(昭和33年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------|----------------------------|
| <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> | <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> |

第4条 略

(1)～(3) 略

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校

(5)・(6) 略

2 略

第4条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校

(5)・(6) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。